

「名古屋国道管内自転車安全利用協議会」 規約（改定案）

（名称）

第 1 条

本協議会は「名古屋国道管内自転車安全利用協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条

名古屋国道事務所が管理する国道は、通学路に指定されている区間や国道沿線にある地下鉄駅周辺を中心に通勤・通学の歩行者や自転車が多く、通勤・通学時間帯を中心に歩道上は歩行者と自転車が錯綜するなど危険な状態である。

このことから、名古屋国道事務所が管理する自転車通行空間の整備が必要な国道において、自転車ネットワーク計画を具体化し、各道路管理者が整備する自転車通行区間のネットワーク化を図るとともに、自転車・歩行者が安全で安心して通行できる環境整備の推進を目指すため、協議会を設置する。

（協議内容）

第 3 条

協議会は、次の事項について協議を行う。

- ① 名古屋国道事務所が管理する国道における歩行者と自転車の通行環境整備の推進
- ② 現況の課題と整備手法の検討について
- ③ 利用者への安全利用に関する啓発

（組織）

第 4 条

協議会は別表－ 1 に掲げる構成員を常設とし、別表－ 2 を各地域における構成員とする。

2. 協議会の委員は必要に応じて増員することができるものとする。

3. 協議会には座長を置く。
4. 座長は委員の互選により選任する。
5. 座長は必要の都度協議会を招集し、協議会を総括する。

(事務局)

第5条

協議会の事務局は、国土交通省名古屋国道事務所交通対策課に置く。

(雑則)

第6条

この要領に定めるもののほか、協議会運営に関して必要な事項が生じた場合は、その都度協議会に諮ってこれを決定する。

(附則)

この規約は、平成27年9月3日から施行する。

この規約中 第4条 別表－1の改定は平成28年12月20日から施工する。

別表－1

○印：座長

名古屋国道管内自転車安全利用協議会 構成員名簿
○交通評論家 矢橋 昇
大同大学 教授 嶋田 喜昭
名古屋工業大学 准教授 鈴木 弘司
愛知県交通安全母の会 顧問
一般社団法人 日本二輪車普及安全協会 中部ブロック 統括事務局長
特定非営利活動法人 市民・自転車フォーラム 理事長
愛知県警察本部 交通部 交通規制課 課長
名古屋国道事務所 事務所長

別表－2

各地区自転車安全利用協議会 構成員名簿(案)
各自治体身体障害者団体等
関係商店街組合等
各自治体（教育委員会、交通安全指導担当課等）
各自治体（自転車利用担当課、交通安全担当課等）
愛知県 所轄警察署 交通課
関係地元住民代表者 等